

やなぎ総合法務事務所

通信11月号



相続・後見のプロフェッショナル
大阪無料相談所 阿倍野区あべのこみち
監修：やなぎ総合法務事務所

発行：やなぎ総合法務事務所

やなぎ総合法務事務所から
旬の法律ニュースをお届け

TOPIC

「障がいを持つ長男の将来が心配・・・
民事信託（家族信託）活用例」

毎日に寒気加わる時節となりましたが、お元気にお過ごしでございますでしょうか。
このたび、皆さまお馴染みのSNSツール“LINE”で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。
ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。
内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。



今月のトピック：

「障がいを持つ長男の将来が心配・・・民事信託（家族信託）活用例」

ご相談者の状況：

ご相談者A様・長女C様・ご家族の状況

- ✓ A様は、高齢で介護施設入所を検討中。長女C様は結婚しており、家庭を持っている。
- ✓ A様は先天的な精神的障害のある長男B様の世話・手伝いをしている。
- ✓ 長男B様は精神的障害のため、施設で生活をしている。

資産

- ✓ ①自宅不動産 ②収益不動産
- ✓ 預貯金 約6000万円

ご相談者のご希望

- ①将来、A様の死後は、長女C様に長男B様のお世話や手伝いを任せたい。長女C様も承諾してくれている。
- ②A様は介護施設に入りたい。自宅は当面は売りたいが、将来的に自宅に戻る見込みがなくなったら、売ってもらいたい。
- ③長男B様の生活のために、まとまったお金と収益不動産の家賃を長男B様に渡せるように遺言を残したい。

当社からのご提案

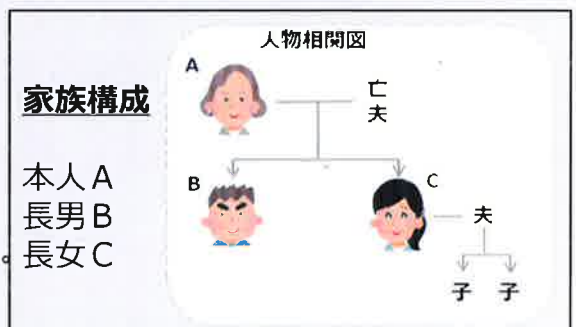
民事信託を活用することで、長女C様がA様に代わって、A様の死後にも、収益不動産の家賃を長男B様に渡すようにでき、B様の生活資金の確保が可能となります。A様は高齢ですが、病気や認知症などの体調に変化があった際にも長女C様が不動産を売却することができます。

＜受託者 長女B様の役割＞

- I 一次受益者 A様が元気なうちは、A様のために資産を管理します。
- II A様が自宅には戻ってこないことが確定したときには、自宅不動産を長女C様が売却します。
- III A様の死後、長女C様が、長男B様のために収益不動産・預貯金・現金を管理し、長男B様に収益不動産の賃料や生活費をお渡します。

民事信託を活用するメリット

- ①遺言で長男B様に財産を遺してしまうと、長男B様自身は財産を管理する能力に乏しいので、成年後見制度を活用することになり、財産の柔軟な運用は難しくなってしまいます。民事信託を活用することで、これを回避しつつ、長男B様の生活費を確保することができます。
- ②A様が認知症等になっても、自宅の売却は将来的に必要となった際に、長女C様によりスムーズに売却できる状態を作っておけます。



やなぎ総合法務事務所では、家族信託の設計・サポートを行っております。

認知症対策や相続対策・事業承継をお考えのお客様は、家族信託を活用することでより有効な解決手段を見つけることができる可能性があります。ご興味のあるお客様は、是非当社へご相談下さい。